

国自情第246号
国自整第202号
令和4年12月28日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自 動 車 局 長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、令和5年1月からの自動車検査証の電子化、キャッシュレス決済の導入に伴う改正及び、運用変更に伴う窓口での取扱いを考慮して、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自整第232号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和5年1月1日から施行する。